

「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」推進支援事業に係る留意事項

1 事業の実施期間について（募集要項 2（3）、8、9）

- ・ 補助対象経費は、補助金交付決定日から事業終了日の間に支出した経費です。補助金交付決定日以前に着手している分については補助対象外となります。

※ 選考結果通知（内示）の段階では、交付決定しておりません。御留意ください。

2 補助金額の計算方法について（募集要項 6）

- ・ 参加料の徴収等、事業実施に伴い収入見込がある場合は、あらかじめその金額を収支予算書（応募書類別紙 2）に記載してください。補助対象経費は、これらの収入を除いた額になります。
- ・ **補助金額＝（事業費合計－事業収入）× 1／2**

3 補助の対象とならない経費（募集要項 8）

- ・ 「申請団体に属する職員等に対する人件費」は対象外となっています。
- ・ 対象経費である「賃金」とは、外部からのアルバイトに対する賃金のことを指します。

4 事業の変更について（募集要項 15）

- ・ 「補助事業に要する経費の区分で 20%を超える増減」がある場合や「補助事業の内容の変更」がある場合は、軽微なものであっても必ず事前に連絡するようお願いします。

5 実績報告について（募集要項 16）

- ・ 実績報告日は、対象となる事業が完了した日（基本的に支払を全て終えた日）から起算して 20 日後又は令和 8 年 3 月 19 日（木）のいずれか早い日までとなります。
- ・ 補助金額決定の審査の参考として、支出内訳書及び領収書等の写しを提出していただく必要があります。
- ・ 「領収書等の写し」については、次の情報が明らかであるものを添付してください。
なお、レシートのみ又は請求書のみでは対象経費として認められませんので御留意ください。

- ①宛名：交付決定通知を受けた団体名
- ②但書：対象経費であることが分かる品名（「品代として」などの記載は不可）
- ③日付：交付決定日以降に支出したことが分かる日付
- ④金額

6 当事業の補助金を受けている旨の表示について（募集要項 19）

- ・ 事業の実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物には、原則として募集要項 19 の記載例を参考に当事業の補助金を受けている旨を記載してください。記載がない場合は、原則として補助対象外経費とみなします。

※ 必ず『令和 7 年度「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」推進支援事業募集要項』を御確認の上、応募いただきますようお願いいたします。